

ひとり親家庭の子育てを応援！



経済的支援

① ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成

【内容】

富山市ファミリー・サポート・センターを利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。

【助成額】 自己負担額の 8 割
(ただし、年間 2 万円を限度)

【支給対象者】

- ・ 児童扶養手当受給資格者
 - ・ ひとり親家庭等医療費受給資格者
- (※いずれも、所得制限による非該当者含む)

② ひとり親家庭病児保育利用料助成

【内容】

病児保育を利用するひとり親家庭に対し、自己負担額の一部を助成します。

【助成額】 自己負担額の 5 割
(ただし、利用一回につき 1,000 円を限度)

【支給対象者】

- ・ 児童扶養手当受給資格者
 - ・ ひとり親家庭等医療費受給資格者
- (※いずれも、所得制限による非該当者含む)

③ ひとり親応援・子育て支援金支給

【内容】

就労しているひとり親を応援するため、所得に応じて支援金を給付します。

(H28.8 月申請受付開始)

【給付額】 年額 1 万円、2 万円、3 万円の 3 段階

【支給対象者】

- ・ 富山市に住民登録があり、満 15 歳 (中学生) に達する以後最初の 3 月 31 日までの児童を監護している母または父
- ・ 前年度までの住民税を完納していること

④ 放課後児童健全育成ひとり親家庭支援

【内容】

「放課後児童クラブ」を利用するひとり親家庭を支援するため、事業者である社会福祉法人等へ助成することにより、8 月の利用料が減額されます。

【対象児童】 小学 1 ～ 3 年生

【助成額】 8 月の利用料一世帯あたり 5,000 円

【対象者】

- ・ 児童扶養手当受給資格者
 - ・ ひとり親家庭等医療費受給資格者
- (※いずれも、所得制限による非該当者含む)

子どもの教育支援

⑤ ひとり親家庭学習支援

【内容】

ひとり親家庭の中学生に対し、ボランティアが学習支援を行います。

(希望する中学生は事前登録が必要)

【実施形態】 学習塾型

【実施場所】 山室公民館、呉羽会館

【実施回数】 月 2 回 (土曜日)

【対象者】

- ・ 児童扶養手当受給資格者の子
 - ・ ひとり親家庭等医療費受給資格者の子
- (※いずれも、所得制限による非該当者の子含む)

⑥ ひとり親家庭奨学資金給付

【内容】

県内の大学等に進学するひとり親家庭の子どもに対し、奨学資金を給付することで、高校卒業後の修学の支援を行います。

(H29.4 月の入学生から対象)

【給付額】 入学奨学資金 10 万円以内 (初回のみ)
学費奨学資金 年額 17 万円以内

【対象者】

- ・ 児童扶養手当受給資格者の子
 - ・ ひとり親家庭等医療費受給資格者の子
- (※いずれも、所得が児童扶養手当の全部支給額の範囲内の者の子)

住 居 の 支 援

⑦ ひとり親家庭等に対する家賃助成

【内 容】

ひとり親家庭等が「まちなか」または「公共交通沿線居住推進補助対象地区」の民間賃貸住宅で居住する場合に家賃の一部を助成します。

【助成額】 家賃一住宅手当

(ただし、月額 1 万円が上限)

※ 6 ヶ月ごとに支給。3 年間で限度

【対象者】

- ・ 児童扶養手当受給資格者
- ・ ひとり親家庭等医療費受給資格者
- ・ 上記と同等の資格を有すると市長が特に認める者

企 業 へ の 支 援

⑧ ひとり親雇用奨励金

【内 容】

ひとり親家庭の父母を常用雇用する中小企業の雇用主に対し、奨励金を交付します。

【対象者】

- ・ 市内に住所を有する中小企業の事業主

【要件】 市内に住所を有するひとり親家庭の父母を国の給付金（特定就職困難者雇用開発助成金）支給満了後、引き続き 6 ヶ月以上常用雇用していること

【助成額】 1 人につき月額 12,000 円

子 育 て 支 援

⑨ 利用者（子育て）支援専門員

【内 容】

利用者（子育て）支援専門員が、ひとり親家庭の子育てに関する様々な悩みや相談を受け、各家庭のニーズに応じた最適なサービスの情報提供を行います。

【対応窓口】 市役所西館 3 階 子育て支援課内

⑩ 保育料の軽減

【内 容】

ひとり親家庭の低所得者層に対し、保育料の軽減を行います。

【対象】 (1) 市民税非課税世帯

(2) 市民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯

【軽減内容】 (1) 無料

(2) 第 1 子半額、第 2 子以降無料

感謝を込めて

⑪ がんばるママに「ありがとうと花束」

【内 容】

ひとり親家庭の子が、日頃の感謝の気持ちを添えて、親に花束を贈ります。

(8 月に引換券を配付。花の引換期間：8 月～翌年 3 月)

【対象者】

- ・ 児童扶養手当受給資格者
 - ・ ひとり親家庭等医療費受給資格者
- (※ いずれも、所得制限による非該当者含む)



《お問い合わせ》

⑦ 居住対策課 問 443-2112

⑧ 商業労政課 問 443-2073

⑨ ⑩ 子育て支援課 問 443-2059

⑪ 農業水産課 問 443-2083

< 手当・給付・貸付 >

問 443-2055 (家庭児童相談課内)

児童扶養手当…18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで児童を監護するひとり親家庭の父母または養育者に対し、支給されます。

ひとり親家庭等医療費助成…ひとり親家庭等が、医療機関等の窓口で支払う医療費（保険診療の自己負担分）を助成しています。

母子家庭等自立支援給付金…ひとり親家庭の母又は父の自立に向け、「自立支援教育訓練給付金」及び「高等職業訓練促進給付金」を支給します。

母子父子寡婦福祉資金貸付金…母子家庭、父子家庭の方の経済的自立と扶養する児童の福祉のため、各資金を貸し付けします。

< 相 談 >

母子・父子自立支援員への相談…就労支援など自立のための相談に応じます。

問 443-2055 (家庭児童相談課内)

富山県・富山市母子家庭等就業・自立支援センター

…就業相談、就業支援講習、就業情報の提供などの一貫した就業支援サービスを総合的に提供しています。

問 432-4210 (安住町 5-21 月～金曜日 9～17 時)